



違反対象物公表制度について



違反対象物公表制度は、消防法令に関する重大な違反のある建物（防火対象物）の情報を公開し、利用者が自ら建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断することで、火災による被害の軽減を図るものです。

常陸大宮市火災予防条例第48条の規定に基づく、 消防法令の違反対象物はありません。(2021.8.6現在)

消防法令によって設置が義務付けられた消防用設備などのうち、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」の全てまたはいずれかが設置されていない場合に、立ち入り検査等で違反が認められた建物の「名称」、「所在地」、「違反の内容」について当本部公式ホームページに掲載します。

防火対象物関係者の方へ

既存の防火対象物に増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合や建物の用途に変更が生じる場合には、消防用設備等が必要となる場合がありますので事前に常陸大宮市消防本部予防課へご相談ください。



常陸大宮市消防本部 予防課
☎53-1156(内線209)

常陸大宮市消防団員募集中!!

○資格

1. 年齢18歳以上の者（男女問わず）
2. 心身ともに健康な方
3. 消防分団の区域内に居住、または勤務する方



○入団方法

居住地域の消防分団に直接連絡していただくか、常陸大宮市消防本部までご連絡ください。

■問い合わせ■

常陸大宮市消防本部 総務課地域消防グループ ☎0295-53-1152